

# 監査品質のマネジメントに関する年次報告書

(自 2024 年 7 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)

2025 年 12 月 22 日

清流監査法人

## 1. <監査品質向上に向けた取組及び事務所概要>

清流監査法人は、お客様からの信頼を得ることを基本的な理念として、常に誠実で客観的で高い倫理観を持ってサービスを追求しています。

会計監査の品質を持続的に向上するため、総括代表社員ら全構成員に対して、適宜品質向上のためのコミュニケーションを行うのみならず、小規模組織であることを生かし、社員や専門要員の区別なく意見を述べることができる風通しの良い組織であり続けます。

また、被監査会社に対しては、経営者とのコミュニケーションを重視し、批判機能の発揮とともに指導機能を発揮し、適正な会計を促すことで企業価値向上に資する所存です。

以上のこととふまえ、誠実性、客観性、倫理観を忘れることなく、全構成員一丸となって自己研鑽に常に努め、もって社会貢献できるよう努力いたします。

清流監査法人  
統括代表社員 加悦正史

## 【経営方針及び監査品質向上に向けた取組】

### <経営の基本方針>

誠実性・客観性・倫理観こそが信頼につながるため、これを基本方針とします。

大前提である会計監査の品質を持続的に向上するため、総括代表社員から全構成員に対して、適宜品質向上のためのコミュニケーションを行うのみならず、小規模組織であることを生かし、社員や専門要員の区別なく意見を述べることができる風通しの良い組織であり続けます。そのために、各構成員は自己研鑽に常に努めることとします。

また、被監査会社に対しては、経営者とのコミュニケーションを重視し、批判機能の発揮とともに指導機能を発揮し、適正な会計を促すことで企業価値向上に資するよう努めます。

マネジメントの考え方については、一般に閲覧可能なようにホームページにて公開しております。

### <監査品質向上に向けた取組>

当法人は少数精銳の会計士によって大半が構成されており、監査の有効性を損なわない範囲で効率的に監査を実施しております。一方で監査対象会社の新規受嘱に当たっては、十分にリスク評価を行った上で、監査資源の確保をはじめとした品質管理を最優先に考え検討します。

また、当法人では、社員会及び構成員全員が出席する研修会を通じて、総括代表社員の考え方を構成員に伝達し、双方向のコミュニケーションを行うことにより、監査の品質維持・向上を図っております。また、研修会終了後のアンケートを記載することにより浸透を図っております。また、監査現場にも社員が常駐し、自由な議論を行っております。

構成員の監査チームへのアサインにおいては、監査品質を重視し、被監査会社に対して活かすことのできる経験を有する専門要員の確保など、適切な人材を配置できるよう心掛けております。

被監査会社の経営者や監査役等とは、頻繁にコミュニケーションを図ることができる環境を構築しており、重要な課題や問題点をタイムリーに把握し対処できるようにしております。

当法人は構成員数 30 名未満のフラットな組織ですが、内部通報制度（HP に窓口設置、通報担当社員も選任）も採用しており、研修会や監査現場でのコミュニケーションでは把握できない問題点等の把握にも努めており、社員へ情報伝達される体制を構築おります。

上記取組等を通じて認識した問題点等については、即時に社員会に報告し共有を図り、法人運営の改善に活用しております。

## 【事務所概要】

### <名称>

清流監査法人 (SEIRYU AUDIT CORPORATION)

ウェブサイト <https://www.seiryu-audit.jp>

### <沿革>

2010年2月18日 に設立

公認会計士第2条2項業務については、平成22年11月25日付けで廃止

2020年7月1日 主たる事務所の所在地を千代田区から港区へ移転

### <法人代表者>

統括代表社員 加悦 正史

### <人員構成>

#### ①社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5名	一 名	5名

品質管理責任者 加悦 正史

#### ②所属公認会計士等の数（社員を除く。） ( ) 内は非常勤

公認会計士	その他の監査実施者	合計
15名 (15名)	1名 (1名)	16名 (16名)

※監査対象会社の属性別の数

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	4社	4社
② 金商法監査	一社	一社
③ 会社法監査	1社	1社
④ 学校法人監査	一社	一社
⑤ 労働組合監査	一組合	一組合
⑥ その他の法定監査	一社	一社
⑦ その他の任意監査	一社	一社
計	5社	5社

※上場会社等の主な監査対象会社名

株式会社フーバープレイン  
技研ホールディングス株式会社  
夢みつけ隊株式会社  
株式会社ラピース  
日本マテリアル株式会社

※事務所所在地

東京都港区赤坂 2-18-3 三葉ビル 2 階

※グローバルネットワーク等

該当事項はありません。

## 2. 経営管理の状況等

### (1) 品質管理基盤

当法人では、品質管理責任者の指揮のもと、品質管理基準に準拠して監査品質を維持向上していくための方針、体制などを整備し、運用しております。

当法人においてリスクアプローチに基づく品質管理システムを整備及び運用するに当たり、業務の品質の管理を主体的に行っていくに際して必要と考える目的は、以下の事項について合理的な保証を提供するために、当監査法人が品質管理システムを整備し運用することあります。

1. 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること
2. 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること

#### 《品質管理システムの評価の結論》

公表日時点において、品質管理システムの評価は行っておりません。

#### 《リスク評価プロセス》

当法人は、品質目標を設定し、品質リスクへの対応の整備及び運用の基礎を提供するために、品質リスクを識別し評価します。

#### 《モニタリング及び改善プロセス》

当法人は、不備が適時に改善されるように、識別された不備に対応する適切な措置を講じるためにモニタリング及び改善プロセスを設けております。

#### 《品質管理システムの評価》

当法人は、品質管理責任者が、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的を達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているかどうかを結論付けるとしております。

なお、この評価は毎年6月30日（会計年度末日）を基準日として実施します。

#### 《外部検証》

- ・公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による公認会計士協会調査（品質管理レビュー）

##### <1>品質管理レビュー制度の概要

JICPA は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

<2>品質管理レビュー報告書の交付年月

2024 年 12 月

<3>実施結果

極めて重要な不備事項又は重要な不備事項は認められていない実施結果

・公認会計士・監査審査会の検査

<1>検査の有無

有

<2>対応状況

根本原因を分析し、改善措置を講じ、改善報告を完了しております。

## ① 業務に関する職業倫理の順守及び独立性の保持

(職業倫理)

当監査法人及び全構成員が遵守すべき職業倫理は「品質管理規程」にその方針及び手続を定めています。

(独立性の確認)

全構成員を対象に、公認会計士協会が提供する「監査人の独立性チェックリスト」に基づき、毎年独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しております。

なお、監査契約の新規受嘱時、中途入所者に対してなど、隨時、独立性の調査を実施しております。

今期における監査人に独立性チェックリストの実施割合は 100%（違反件数 0 件）であります。

(業務執行社員等のローテーション)

大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当社員の監査期間は 7 会計期間以内とすることとしております。

大会社等以外の監査業務については、独立性に対する阻害要因があるかどうかを検討し、必要に応じて、適切な措置を講ずることとしております。

## ② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する判断に関してその方針と手続は「品質管理規

程」に定めており、監査契約の新規の締結及び更新については社員会において決定することとしております。

③ 監査を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任  
(社員の報酬決定に関する事項)

社員の報酬については、毎年評価を実施し報酬を決定しております。

(教育、訓練)

全構成員に対して会計、監査、情報セキュリティ、独立性、各規程類の改訂内容等につき年2回全構成員参加の研修を実施しています。研修後は、受講内容についての浸透度を確認するためのアンケートを実施しております。

また、その他、適宜全構成員に対して受講すべき研修を案内し受講状況を確認しています。

また、全構成員の研修の履修結果を管理し公認会計士については日本公認会計士協会の継続的専門研修制度で定められている必要な単位数を満たしていること、公認会計士以外については自己学習の状況を提出して内容・時間など問題ないことを確認しています。

(選任)

監査チームの選任について、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練の機会を通じて得られた監査実施者の知識及び能力の程度を考慮し、社員会で決定しています。

④ 業務の実施及びその審査

(監査業務の実施)

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した「品質管理規程」、「監査マニュアル」を作成し、これに基づいて監査業務を実施しています。

具体的には、企業環境の理解、経営者及び監査役等との深度あるコミュニケーションを通じて監査上のリスクを把握し、これに対応した監査手続を計画し、実行しております。

(専門的な見解の問合せ)

当監査法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項を解決するため、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を「品質管理規程」に定め運用しています。不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別されると判断された場合には、必要に応じて専門的知識を有する者に問い合わせ、入手した見解を検討することとしています。

(監査上の判断の相違の解決)

監査チームメンバー間又は業務執行社員と審査社員との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を「監査マニュアル」に

おいて定めています。

なお、監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしています。

(監査証明業務に係る審査)

監査証明業務に係る審査に関する方針と手続は「審査規程」に定めています。

当監査法人は、被監査会社ごとに審査担当社員を選任する方式によっています。また、審査は被監査会社ごとに必ず審査担当社員と審査補助者の2名体制で実施することとしています。

(監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況)

監査ファイルの最終的な整理については、監査報告書日後、所定の期限内に完了することについて「品質管理規程」、「監査マニュアル」に定めています。また、監査調書の管理についても、「品質管理規程」、「監査マニュアル」に従って、機密性、安全性等の担保を実施しています。

⑤ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用され遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めています。

業務執行社員は、日常的監視及び定期的な検証の結果に関する情報をもとに、当該情報で指摘された不備が監査意見の適切な形成に影響を与えていないこと、その状況を改善するための是正措置を講じていることを検証するとともに、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負います。

⑥ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

品質管理システムの整備及び運用に関する責任を品質管理責任者が負い、総括代表社員が当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負います。

⑦ どのような状況変化があれば現状の体制を強化する必要があると考えているのかについての説明

新規受嘱がある場合には、要因の十分性、会社のリスク等を十分見極めた上で慎重に検討する方針であります。

⑧ 上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制

当法人は、品質管理責任者を選任し、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を実施しております。

品質管理責任者は主として品質管理活動を行います。

品質管理責任者は、品質管理活動計画を策定し、当該計画の達成状況を確認する措置を講じております。

⑨ 監査品質の維持向上のための適時適切な研修の提供体制

当法人は、品質管理責任者が監査品質の維持向上を目的として年間研修計画を策定しております。その中で年2回原則として対面での法人内での研修を実施しております。法人内の研修では監査、会計だけでなく、インサイダー、独立性、情報セキュリティに関する研修も実施しております。

また、必要に応じて公認会計士協会実施の研修についても受講案内を送りその後受講状況を確認するようにしております。

⑩ その他

＜監査事務所内における浸透度合いについてのアンケート調査を実施＞

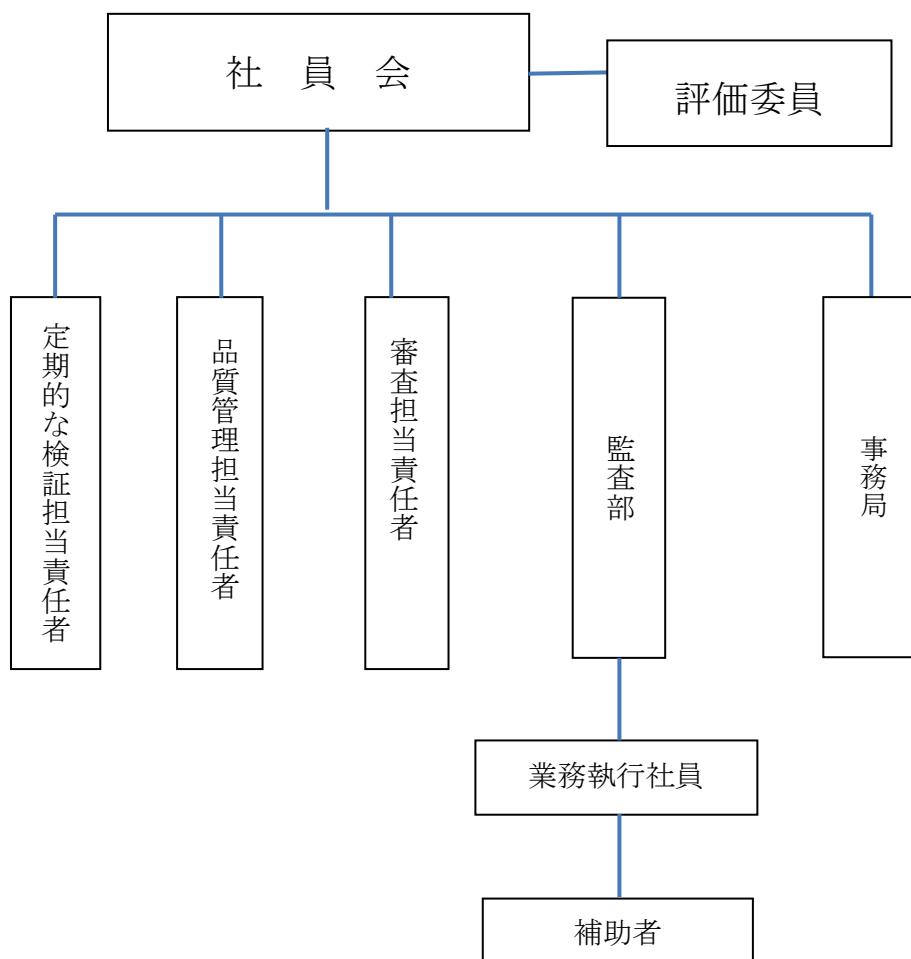
- ・マネジメントに関するアンケート
- ・2024年12月12日実施研修アンケート
- ・2025年3月24日実施研修アンケート

## (2) 組織・ガバナンス基盤

### ① 組織・ガバナンスに対する基本的な方針

当法人は、品質管理を最優先に全ての業務を遂行するために、以下のとおり組織・ガバナンス体制を構築しております。

【組織図と各機関の役割】



社員会は当法人の最高経営意思決定機関であります。  
社員会は社員全員をもって構成され、当法人のガバナンスを統率しております。  
社員会は、原則として月次で開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。  
社員会の構成員である社員の選任は社員会において、監査業務の経験年数等考慮し協議・承認が必要であります。  
ガバナンス基盤の強化の措置として、第三者の有する知見を活用する重要性を認識しており、当該知見の活用を行うために第三者の評価委員を選任しております。

なお、当法人は、監査法人のガバナンス・コードを適用しております。詳細は、「監査法人のガバナンス・コード適用状況報告書」をご参照ください。

- ② 独立性を有する第三者の選任理由、期待する役割、貢献及び独立性に関する考え方  
第三者機関である評価委員は、当法人に対して独立性を有する有識者です。評価委員は社員会で選任しております。現在評価委員として選任している有識者は、弁護士兼会社経営者であり、法務・経営の専門家であります。  
当該第三者には、当法人の最高意思決定機関である社員会に出席し、経営機能・ガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言をいただくことを期待しております。（経営機能の実効性向上、組織的な組織運営、人事評価、内部・外部からの通報、資本市場の参加者等との意見交換）  
これにより、当法人の経営の透明性と健全性を確保するものであります。
- ③ 非監査業務の提供の方針  
当法人は非監査業務については禁止しております。
- ④ グローバルネットワークやグループとの関係  
当法人は、グローバルネットワークとの提携を行っておりませんし計画もございません。

### (3) 人的基盤

#### ① 職階別の人数、常勤・非常勤、公認会計士（有資格者）の区別

当法人は、小規模かつ複雑でない組織構成となっていることから、社員以外の構成員に係る職位や職階は設定しておりません。

常勤・非常勤の別及び公認会計士有資格者とその他の人員構成は、以下のとおりであります。

(単位：人)

属性	第 15 期会計年度	第 16 期会計年度
	2024 年 6 月 30 日	2025 年 6 月 30 日
社員	6	5
特定社員	-	-
公認会計士（常勤）	-	-
その他（常勤）	-	-
公認会計士（非常勤）	12	15
その他（非常勤）	1	1
合計	19	21

#### ② 監査業務の種類（上場会社監査、学校法人監査等）別の監査経験年数、専門知識の有無

当法人における上場会社の業務執行社員は、全員が、上場会社の監査経験が 10 年を超える豊富な経験と知識を有する社員となっております。

#### ③ IT 等の専門知識を持つ人材の確保状況

当法人では、IT に関する専門的な知見と経験を有する公認会計士を確保しております。

#### ④ 研修に対する方針、体制、実績

当法人は、品質管理責任者が監査品質の維持向上を目的として年間研修計画を策定しております。その中で年 2 回原則として対面での法人内での研修を実施しております。法人内の研修では監査、会計だけでなく、インサイダー、独立性、情報セキュリティに関する研修も実施しております。

また、必要に応じて公認会計士協会実施の研修についても受講案内を送りその後受講状況を確認するようにしております。

また、社員等が受講した研修については、必要に応じて構成員にフィードバックしております。

当期における法人内研修の実績は以下の通りであります。

2024年12月12日開催

研修内容：会計、監査、品質管理、他

2025年3月24日開催

研修内容：会計、監査、品質管理、期末監査にむけて 他

なお、欠席者に対しては、資料を提供し研修アンケートを提出してもらっております。全員が研修受講をしていることを確認しております。

⑤ 人事に関する方針（採用方針、人事制度、人事評価等）

当法人は、優秀な人材に関する採用活動を実施しております。

職員の個別のリクルート活動だけではなく、求人掲載を実施しております。

専門職員が監査業務を遂行する上で発揮する監査業務の品質については、業務執行社員が指導を行うものとしております。

また、毎年、品質管理を重要視した専門職員評価を実施し、適宜フィードバックを行っております。

⑥ 協会が公表している「監査実施状況報告」を参考に1社当たりの時間や人数等の定量的情報を基礎としたリソースの十分性の説明

評価項目	総計	平均
上場会社数	4 社	
人員	監査責任者	4 人
	公認会計士	16 人
	その他	1 人
	合計	21 人
監査従事時間	監査責任者	1,768 時間
	公認会計士	4,635.5 時間
	その他	273 時間
	合計	6,676.5 時間
監査報酬合計		95,400,000 円
		14,288 円/人・時

当法人の当会計年度（2025年6月期）において完了した上場会社等の監査業務を対象として集計しております。

上記結果から、人的資源は十分な余裕度により確保できている状況であります。

⑦ 人材の確保に向けての方針並びに記載すべき対応策がある場合のその内容

当法人は、優秀な人材に関する採用活動を実施しております。

職員の個別のリクルート活動だけではなく、求人掲載を実施しております。

⑧ 兼業・副業に関する方針

当法人は、当法人の会計年度開始前に年間の監査予定を計画しております。そこで割り当てた職責を怠ったり利益相反や独立性等に抵触しない限りにおいて、兼業や副業を認めることとしております。これにより、当法人の業務に限定されない多種多様な実務経験を有する人材の確保が期待できるとともに、当法人の人的資源の多様性を向上させることにつながるものと考えているためであります。

(4) I T 基盤

① デジタル化に対する基本的な方針と現状

当法人では、MicroSoft 社の ActiveVirtualDesktop (以下 AVD とする) を 2024 年 12 月より導入しております。また、併せて AVD 内でのみ利用可能な SharePoint を利用して監査調書等を閲覧、作成、編集をすることとしております。

これらにより、AVD 外での作業が不可能となり、AVD 外へデータが流出するリスクが大幅に減少します。

また、こちらの導入に伴い監査調書については原則として電子で作成することとしております。

② 今後の具体的な計画とその実行のための体制

今後、監査の有効性と効率性を勘案し、AI 技術等を利用した監査ツールなど、導入に向けて検討を進めていく方針であります。

(5) 財務基盤

① 貢献度を示す情報の開示

当法人は、財務面からの監査業務の持続可能性を有する財務基盤を確立することが重要であると考えております。現時点においては、各種リソースを確保するために必要な財務基盤を有しているものと考えております。

② 優先順位に規定される報酬依存度に対する監査事務所としての現状、仮に報酬依存度 15%を超えているような関与先がある場合、その解消に向けての具体的な方策

現時点におきまして、当法人において実質的に報酬依存度が 15%を超える関与先は下

記の通りであり、セーフガードを発動することとしております。

技研ホールディングス株式会社

夢みつけ隊株式会社

株式会社ラピース

今後、このような状況が続かないよう解消に向けて取り組んでまいります。

#### (6) 国際対応基盤

- ① 海外取引、海外子会社等の監査に対する現状の体制、そのような監査対象がないため、  
対応する体制が必要ない場合はその旨  
現状、海外子会社を有する被監査会社はございません。  
また、現時点において、当法人は、グローバルネットワークとの提携を行っておりませ  
んし計画もございません。
- ② 今後、海外取引、海外子会社等の監査についての監査事務所としての方針  
当法人における今後の受嘱に関する基本方針としまして、原則として、海外子会社を有  
する会社については、現地において日本語が堪能な担当者がいること、基本的に日本国  
内において監査業務が問題なく実施できること、重要な拠点となり FullAudit になら  
ないことを前提としております。

以上